

裁判員経験者との意見交換会議事録

神戸地方裁判所

司会者

私は、今回この意見交換会の司会を務めさせていただきます神戸地方裁判所第2刑事部裁判官の奥田です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、裁判員経験者7人の方にお集まりいただき、裁判所から片田判事補、検察庁から伊瀬知検事、弁護士会から古市弁護士に御参加いただいて、御質問や御意見を頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速御意見をお伺いしていきますが、まず、進行について説明させていただきます。最初に裁判員経験者の方々に裁判員裁判についての全体的な感想をお伺いして、その後、今回は特に審理と評議について重点的に御意見をお伺いしたいと企画しております。最初に審理について御意見をお伺いして、午後7時頃に15分程度の休憩を取らせていただきます。その後、評議について御意見をお伺いしたいと思います。その後、今後裁判員になられる方へのメッセージを頂き、その他、審理や評議以外についても御意見があればお伺いしたいと思います。そして、最後に、記者の方々との質疑応答を行って、午後8時10分頃には閉会したいと思います。それでは、早速進めたいと思います。まず、裁判員を経験された御感想を順番にお伺いしたいと思います。

裁判員経験者1

裁判員に選ばれて、当初は緊張の連続でした。審理が整理されているのに驚きましたが、それに従って無理なく進められたという感じでした。

裁判員経験者2

去年の11月に最高裁から封筒が届いて、興味があったので、裁判員に選ばれたらいいなと思っていました。裁判員を実際に経験して、よい勉強、経験になりました。知らない人と議論をして結論を出すことに最初は戸惑い、発言もしにくかったのですが、最後の方はしっかり発言もでき、楽しかったです。

裁判員経験者 3

私は、裁判員候補者に送られてくる「呼出状」という名称が不愉快で失礼だと思いました。裁判の日程も6日間だったのですが、そんなにかかるのかなと思いました。会社の上司に報告したら、上司から6日間もあるが裁判は午前中で終わって、午後は仕事ができるんだろうと言われましたが、実際には裁判は午後5時までであり驚きました。裁判については、審理するポイントがまとめられていて、スケジュールどおりに終わったのはよかったです。それと、裁判員を経験して、日本でも犯罪を繰り返せば刑が加算されるのが分かりましたし、裁判員裁判があるときには新聞記事にも目を通すようになりました。全体的に有意義だったと思います。

裁判員経験者 5

最高裁から通知が来て、忘れた頃に呼出状が来ました。裁判員には選ばれないと思っていたのですが、実際に選ばれてびっくりしましたし、裁判員に選ばれた日の午後から裁判が始まったのには戸惑いました。そのところで、もう少し時間的余裕がほしかったです。

裁判員は初めての経験で、勉強になりましたし、裁判所も近くに感じられるようになりました。でも、私は退職後で無職でしたが、仕事があれば裁判員は大変だなと思いました。

裁判員経験者 6

裁判所と書かれた封筒が届いたときは、何か悪いことをしたのかと思われるのが嫌で、その部分を隠してしまいましたが、実際に裁判員を経験してみて、すごく良い経験をしたと思っています。裁判もスムーズに終わりました。会社では、周囲の人に一度経験してみたらよいと言っています。会社の方からも、社員が裁判員になることについて良い勉強をしたと言われました。

裁判員経験者 7

人の人生はその人のもので、自分が関わっていいのかなと思っていましたが、

裁判所の準備や気遣いを受けて、一生懸命務めました。苦しいときもありましたが、良い経験をしたと思っています。

裁判員経験者 8

私の勤め先は、本社が外国にあります。それで、裁判員について理解が得られるのかと戸惑いましたが、上司に相談して本社に問い合わせてもらったら、予想外に早く参加しなさいと連絡が来ました。私は会社の理解を得ることができましたが、全ての人が私のようにではないと思います。また、呼出状が来て抽選に参加し、裁判員に選ばれて裁判が始まるまで、もう少し余裕がほしいと思いました。その辺りを改善してほしいと思います。

司会者

ありがとうございました。では、次に審理について御意見を伺いたいと思います。審理の中で裁判官、検察官、弁護人が一番関心があるのが証拠調べの在り方、どうしたら裁判員の方に理解していただけるかということだと思います。証拠調べの中で、供述調書の取調べ、被告人や事件の関係者が話した内容を記録した書面を朗読するというのが主要なウエイトを占めていると思いますが、その量が適切で記憶に残るものだったかについて御意見をお伺いしたいと思います。ただ、裁判員経験者の方により担当された事件の内容がそれぞれ異なりますので、お答えできる範囲でお願いします。

まず、裁判員経験者 1 番の方が担当された裁判は麻薬特例法違反事件で、外国人が被告人で薬物の認識に争いがあり、証拠も多数取り調べられたようですが、どうでしたか。

裁判員経験者 1

検察側の証拠は、私が知りたいことは材料がなかったかなというのもありましたが、量的には十分きれいに整理されており分かりやすかったと思います。朗読が長いということも特にありませんでした。

司会者

裁判員経験者 2 番の方が担当された裁判は傷害致死事件で、凶器となったナイフの使い方に争いがあった事件のようですが、供述調書の取調べについてはどうでしたか。

裁判員経験者 2

私は医療関係の仕事をしているのでよかったですのですが、一般の人には内容が分かりにくかったかなと思いました。取調べの時間の長さについては、特に問題はありませんでした。

司会者

裁判員経験者 3 番の方が担当された裁判は強盗致傷を含めて事件がたくさんあったようですが、供述調書の取調べの関係ではどうでしたか。

裁判員経験者 3

5 件くらい事件があって、被告人は 3 件については争っていなかったと思います。被告人が認めている事件については、そんなに時間をかけなくてもよいのにと思いました。

司会者

裁判員経験者 5 番の方が担当された裁判は殺人事件で正当防衛が問題になったようですが、供述調書の取調べで印象に残っていることはありませんか。

裁判員経験者 5

陳述メモは分かりやすかったと思います。

司会者

裁判員経験者 6 番の方が担当された裁判は殺人や銃刀法違反の事件で、事件はたくさんあったが事実関係には争いがなかったようですが、供述調書の取調べはどうでしたか。

裁判員経験者 6

調書に書かれていることに従って自分でストーリーを描かないと分からない事件でした。

司会者

供述調書ではなく、実際に法廷で話を聞いてみたいということはありませんでしたか。

裁判員経験者 6

1人、2人くらいありました。それらの人から話を聞けば、もうちょっとはつきりしたのかなと思いました。

司会者

裁判員経験者 7 番の方が担当された裁判は殺人事件で、事実関係には争いがなかったようですが、供述調書の読み上げについての御感想はどうでしたか。

裁判員経験者 7

調書は、理解しやすく整理されていたと思います。

司会者

裁判員経験者 8 番の方が担当された裁判は麻薬特例法違反の事件で、事実関係に争いがなかったようですが、供述調書の読み上げはどうでしたか。

裁判員経験者 8

長いとは感じませんでした。調書は要点が整理されていて、直ぐに理解できました。

司会者

証人の話を直接聞きたかったということはありませんでしたか。

裁判員経験者 8

供述調書に直接関係するかどうか分かりませんが、被告人の身内、親とかが裁判所に顔を出していないように思いました。情状酌量を求めるのなら、裁判所に出てきてほしかったと思います。

司会者

ありがとうございました。では、次に、被告人質問や証人尋問について、話の内容は分かりやすかったか、時間はどうだったかについて御意見をお伺いし

たいと思います。

裁判員経験者 1

被告人が外国人だったので、どれだけ日本語を理解しているのか疑問に思うことがありました。供述調書と内容が違うかなと思うことがありました。外国人は難しいかなと思いました。

裁判員経験者 2

被告人質問はよく分かりました。被告側の証人尋問については、意味がよく分からないことがありました。同じことを何回も言っていたりして、質問は適切でしたが、証人の話し方が問題かなと思いました。

裁判員経験者 3

傷害事件で、被害者は顔を殴られたと言い、被告人は顔を殴っていないと言い、それについてのやり取りがありました。体の他の部分を殴っているのなら、顔を殴ったかどうかはあまり意味がないのではと思いました。

裁判員経験者 5

被害者が亡くなっていて目撃者もなく、被告人の話だけで判断しなければならない事件でしたので、事件の内容を把握するためにはあれくらい必要だったかなと思いました。時間が長く感じることはなく、もう少し話を聞いてもよかったかなと思いました。

裁判員経験者 6

情状証人として被告人の母親が涙を流して訴えていましたが、被告人とは血が繋がっておらず被告人と一緒に暮らしてもいない方で、なぜこの人が情状証人になったのかという疑問を感じました。被告人質問では、検察官は鋭く突っ込まれていましたが、弁護人は弁護をせず、被告人を責めている感じで、なぜ弁護人は被告人を守らないのかなと思いました。証人尋問や被告人質問を何のためにやっているのか最後にならないとその意図がよく分かりませんでした。

裁判員経験者 7

弁護人の声のトーンや話し方が聞き取りにくかったですし、検察官の質問も的外れで驚きました。

裁判員経験者 8

検察官の質問はしっかりしていて簡潔にまとまっていました。弁護人の方は弱々しく感じました。テレビドラマでは検察官と弁護人がバトルをしていますが、実際は違うんだと感じました。

司会者

ありがとうございました。これまでのことで伊瀬知検事、古市弁護士から御質問はございませんか。

(質問なし)

司会者

それでは続きまして評議のやり方等について何かお感じになったこと、例えば分かりやすかったとか、難しかったとかいろいろお感じになったところがあると思いますので、その感想をお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 1

評議の進め方につきましては、あらかじめ用意されていた資料に基づきまして進めるという感じだったのですが、印象としましては、表現が悪いのですが、テンプレートのようなもので審理が進められているという感じがしまして、逆にテンプレートに意図的なものがあつたとすれば、裁判員の決める量刑についてもそれに基づいてしまうのではないかと思いました。私が審理した事件につきましても、もっと検察側がたたみかけるような証拠があればもっと重い判決が出たであろうし、裁判の内容にもよると思うのですが、あまりに資料が整理され過ぎていると裁判員の判断できる要素というものが限られてくるので、それはどうなのかなという印象を受けました。

裁判員経験者 2

結構皆さん意見を出されたのでテンポ良く進んだと思います。あと写真とか

図面の大きい物があれば分かりやすかったのではないかと思います。

裁判員経験者 3

評議は活発な意見が出まして、分からないところは質問もできるし、「こういう場合の量刑はここからこの間です。」とか、「何回も同じことを繰り返しているので量刑の重い方がここまで延びますよ。」とか、「この幅の中で決めるのですよ。」という説明がありましたし、実際争われているポイントも、「顔を殴った殴ってないとか、盗んだ金額とかがポイントですよ。」という説明も受けたので非常に分かりやすかったです。

また資料的なことについても、「これは番号を付けておいてください。」と言われてました。とにかく事件が多かったのですが、目印を付けて、順序立ててしたので分かりやすかったです。

ただ、刑の幅が何十年もあるので、それを決める指標として「判例ではこれだけ、検察の求刑はこれだけ。」という中で、我々が納得できるのはこの辺りということで議論をしたのですが、先ほどテンプレートというお話がありましたが、私は逆にそれが指標となってうまく期限どおりに進められたのかなあと、あまりにも突拍子もなくて、まあまあ落ち着いた結論になったのではないかと思います。

司会者

たしかに量刑の評議は難しいと裁判員の方から多数の御意見を聞いております。その中で適切な判断ができたという御感想ですね。

裁判員経験者 5

目撃者もいなくて本人の言っていることと証拠だけで判断しないといけないので非常に評議も難しいと感じました。目撃していたのも犬しかいないという状況だったので、いろいろナイフの角度を考えたりとかいろいろな状況から判断していかないといけないので、ものすごく難しいなと感じました。だから終わった後にこれでよかったのかなという気持ちもありますし、こうするしかない

かったのかなという気もしています。

司会者

評議のやり方、進め方について分かりにくかったということはなかったでしょうか。

裁判員経験者 5

評議自体は分かりやすかったと思います。最初の導入というか、事件の全容をつかむのにもうちょっと時間がほしかったという気はしますが、事件の内容が分かってからの評議は裁判長の方もうまくリードしてくださったと思います。

裁判員経験者 6

検察官は20年を求刑したのですが、被告人はどういう事件を起こしていたというのをスライドで見たりして、そこから決めていったのですが、私たちはどれぐらいの年数を決めていいのか分からなかったもので、最初は自分たちで勝手に決めるのかなと思っていたのですが、裁判官の方から分かりやすく教えていただいたので、結論はうまくまとまりました。

司会者

被告人の量刑を決めるのは難しいですかね。一応裁判所の量刑検索の資料とかをお見せしたりするのですが、あれは飽くまで参考意見だということで私たちは説明して、別にこれに従う必要はないんですという説明は差し上げていますよね。

裁判員経験者 6

はい。「こういう事件であれば、これぐらいだったですよ。」という参考意見として教えていただいて分かりやすかったです。

司会者

量刑の評議は難しいということは皆さんからお聞きしているところなんですけど、そういうことがあったということですね。

裁判員経験者 7

私が経験させていただいた事例は単純な内容だったので、そんなに問題はなかったのですが、評議に入る前に、審理のときに頂いたたくさんの資料をじっくり読む時間をとっていただいた方がより深く理解できたのではないかと思います。量刑については雑談も取り入れていただきながらだったのでとても話がしやすく良かったですと思います。

裁判員経験者 8

私も量刑の評議については非常に難しかったと思います。裁判長からいろいろな事例の話をいただいて一つの指標みたいな形で御説明いただくまでの自分の感覚での量刑と裁判長から御説明いただいた量刑の幅が実際にずれていまして、こんなもんなんだという感想を強く感じました。最終的にスケジュールや指標がないと結論が出ないと思いますが、量刑を決めるということの重さを考えると1回目の評議と2回目の評議のときにもうちょっと個人個人の感じた量刑をしっかりと議論し合っていく方がいいかどうか分からないですが、レビューした方がいいんじゃないかと思いました。

司会者

ありがとうございました。ちょっと先に出ましたが、多分量刑の評議をするにしても、また、事実関係に争いがある場合に争いのある事実が認められるかどうかという評議をするにしても検察官から出された最後の論告、弁護人の弁論を聞いて、それに基づいて評議をしているという、どこの裁判体でもやっているのではないかと思われるのですが、そこで提出された検察官の論告、弁護人の弁論の内容について分かりやすかったかどうか、量が適切であったかどうか、感想があればお聞きしたいのですが。

裁判員経験者 1

検察側の論告については適切であったかなあとと思います。弁護人はもちろん被告人を守る立場ですから、違って当然かなあとはいりました。

司会者

資料を見てますと、弁護人から提出された弁論の書類は結構ボリュームがあるなあと思います。それは特に多いとお感じではなかったですか。

裁判員経験者 1

必死に被告人を守ろうとされているので量としては多かったのですが、結局のところポイントとなるところを見るとちょっと弱いかなあという印象でした。

司会者

評価はともかくとして、量的なものがもう少しコンパクトにできないかとか、そういう感想があれば。

裁判員経験者 1

量としては多くせざるを得なかったのかなあと思います。

裁判員経験者 2

すごく分かりやすくまとめてらっしゃるなあと思いました。さすが検察官と弁護士さんだと思います。

司会者

両方とも分かりやすかったということですか。

裁判員経験者 2

はい。私は良く分かりました。

司会者

量的にはどうでしたか。

裁判員経験者 2

はい。妥当だと思いました。

裁判員経験者 3

両名とも資料的には分かりやすくできていたと思います。ただ、検察側の意見の方が客観的に見て筋が通っているかなと思います。そういう事例だったんですね。それに比べて弁護人側のほうはちょっと無理があるのではないかなというポイントがあったんですね。

司会者

双方の主張点は読んで良く理解できましたか。

裁判員経験者 3

良く理解できましたが、弁護人側の主張するポイントに説得力がないと思いました。

司会者

5番さんについては事件の内容が複雑だったので量的にもかなり多かったかもしれないですが。

裁判員経験者 5

そうですね。やっぱり難しい問題だったので量的にはこれくらい必要だったのではないかと思います。

司会者

もうちょっと短くならんかなとかは思いませんでしたか。それともやむを得ないかなという感じですか。

裁判員経験者 5

やむを得ないと思います。

裁判員経験者 6

検察官の出された論告はまとまっていたのですが、弁護人からの弁論は被告人を守りきっていないように思えました。

司会者

内容的に分かりやすかったかどうかというところはどうでしたか。弁護人の方の書面の内容はどうでしたか。

裁判員経験者 6

はい。ちょっと分かりにくかったのですが、殺人の動機とか分かりにくかったんです。弁護人の方もちょっとそれを言わなかったようなので、警察側の書類ばかりを読んでいると全くという感じだったので、最終的に弁護人の方がお

っしやったので、それで分かったという形で判決になったのですが。

司会者

弁護人の言いたいことが最後になって分かったということですね。

裁判員経験者 6

そうですね。最後の最後に被告人を守る弁護をしたというか。もうちょっと早くから分かっていたら見方も変わったかなあという感じもしています。

裁判員経験者 7

最後の論告とか弁論以前に既に被告人の気持ちとか考慮すべき点とかは分かっていたので、最後のところはどんな弁護をされたか覚えてないくらいだったんです。

司会者

それは証拠調べの段階で言いたい言いたいことは分かっていたということですか。

裁判員経験者 7

そうですね。それと質問とかする中で、その被告人の置かれた立場も分かったのです。

司会者

その前提としては多分冒頭陳述という一番最初にどういう証明をするかということを検察官と弁護人が説明すると思うのですが、その点がどうだったかということも関係するかも知れないと思うのですが、そのへんあまり関係ないですか。

片田裁判官

私はその事件を担当していたのですが、弁護人側として同情できる事情として冒頭陳述からかなり強く、こういう事情で殺害に及ばざるを得なくて、そこにはすごく葛藤もあって、殺してしまってから自首をすることになった経緯も含めて、被告人に同情できる事情を積極的に冒頭陳述から弁護人がアピールさ

れて、さらにそれに沿って被告人の奥さん、被害者のお母さんになるのですが、そういう視点から尋問もされましたし、被告人質問でも今まで大変な思いをされてきたこと、殺害に至る経緯がすごく逡巡があったということも、当初冒頭陳述で主張されたとおりに沿って質問されたので、おそらく弁論は予想の範囲内ということで、きつとこういうことを主張されるんだろうということを予測できるような尋問なり質問をされていた結果かなあとと思います。

裁判員経験者 8

論告、弁論の辺りは非常にまとまっていて分かりやすかったと思います。資料等の内容に関しましても検察側の資料はとても分かりやすかったですし、強いて言えば弁護側の資料が、少し簡単過ぎたというか少なく感じました。

司会者

この辺りも検察官、弁護人の立場ではいろいろと御関心があるところと思いますが、何か質問がございますか。

伊瀬知検察官

論告弁論も資料も分かりやすかったと多くの方に言っていただいた印象なんですけど、評議の際にそれを参照しながら評議に役立てていただけたかどうかという点、役に立たなかったということもあるかもしれませんが、そのあたりお伺いできればと思います。

裁判員経験者 1

資料については、法的な勉強を事前にしていなくともうまくまとめられていて、争うポイントがここだというようなことまで踏み込んで、非常に分かりやすかったという印象です。

司会者

評議の中でも参考になったということですね。

裁判員経験者 1

そうですね。結局何が問題になっているのか明らかになっているということ

では非常に役に立ったと思います。

裁判員経験者 2

私の事案はかなり何箇所もナイフで刺されている事案なんですけど、致命傷となった大腿動脈とか、そういうところの図とかあるともっと分かりやすかったかなあとと思います。また絵が大きければいいなと思いました。

裁判員経験者 3

非常に役に立ちました。私の場合は被告人が小さいときから事件を起こしてしまっていて、被告人が裁判に慣れているんですね。流れとかですね。それに対して事件を傍聴するのが初めてのような裁判員がどこをポイントに聞けばいいのか、どこを注意深く見ればいいのかというのは分からないんですね。そういう意味では非常に役に立ちました。

私が言いたいのは、被告人が裁判に長けている場合には、こういった書面がないと太刀打ちできないと思いました。

司会者

必ず検察官の論告と弁護人の弁論を照らし合わせて評議をしてるかと思うので、活用はされていると思うのですが。だいたいみなさんそういう感じでしょうかね。

古市弁護士

先ほど8番の方が量刑を決めるときに御要望としておっしゃっていたと思うのですが、量刑グラフみたいなものを見て、それぞれが思う量刑みたいなものを議論した後にグラフ見て決めるというようなワンステップあっても良かったのではないかとおっしゃってたと思ったのですが、その他の方で量刑を決めるときにこういうことをしてもらったら良かったとか、こういう風なことがあったらいいとか、何かお感じになったことがありますか。

裁判員経験者 3

一番最初に私が判断するときには刑はこれくらいは科さなければいけないだろ

うというのがあったのですが、実際の過去の事例とか求刑も低かったし、そういう意味では僕の考えが常識外れなのかなあということも考えちゃったんですね。そういう意味では過去の事例、求刑、この二つしかある意味選択肢がないじゃないですか、これを超えてあまりにも厳罰にはできないし、同情もできないから、そのへんでちょっとうまくできないのかなあというのはありました。

司会者

私がいつも説明しているのは、「求刑は検察官の立場から見た見方ですよ。必ずこれに拘束されるものではありません。」という説明をしていますし、量刑のグラフを示すときにも「あくまで過去の事例であって、一つの参考にしかな過ぎません。これにこだわる必要はありません。」という説明もさせていただいているところではあるんですけども。多分そういう説明もどこの部でもされているのではないのでしょうか。いろいろやり方はあるとは思いますが、最初に資料を示さないで意見を聞いたりということもやったり、ないと話ができないという方にはお見せしたりと、いろいろパターンはあるのですが。

裁判員経験者 8

先ほど私が言ったことで、もうちょっと具体的に私が感じたことを述べさせていただくと、例えば裁判長からいろいろ量刑の一番下と一番上を説明していただいた後に、その検察側からの量刑を元にスケジュールに基づいて落としどころをつけないといけないというのは非常に理解しているのですが、それだけではなくて、その幅がありますよね、何十年という量刑の幅が、その中でまず裁判員裁判に参加させていただいた人間としてですね、「自分は30年だと思おう。」とか、「5年でいいと思う。」とか何の軸もなしに参考程度に聞いていただいて、そしてなぜそう思うかと分析した結果、法律的には検察官が出したこういう量刑が軸になるんだよというようなもので進めた方が各々の感じ方と実際の量刑の落としどころがですね、もうちょっと結びつくんじゃないかと感じたので先ほどそういうふうに申しました。

司会者

評議の仕方については裁判所も試行錯誤でやっておりますので、こうするべきだということをやっているわけではございませんので、参考にさせていただいてよりよくしていきたいと思えます。

では最後に今後これから裁判員になられる方へのメッセージや言い足りなかったことをお聞きしたいと思います。

裁判員経験者 1

裁判員になられる方へのメッセージとすれば、当初私も実際選ばれたらどうなるんだろうと思っていたのですが、結果的に言いますと、事前に配布されています最高裁判所からの資料ですね。そのとおりに進んでおりまして、分かりやすい評議というものが裁判所を含めて対応していただいているなあという印象を受けましたので誰でも無理なく評議に参加できて審理できるのではという感じがしました。できましたら選ばれたら積極的に受けていただいて日本は法治国家だという印象を受けましたので、できるだけ多くの皆さんがそういう印象を受ける良い機会だと思いますので、積極的に参加されたらということをお願いいたします。

裁判員経験者 2

知らない方々と意見交換するという事は難しいことではあるんですが、またとない経験ができると思います。私が担当しました事案では裁判員の方は目上の方が多かったんですが、休憩時間にいろいろためになるお話しをお聞かせいただいたりして人生の勉強にもなりましたし、人との出会いも楽しかったです。また裁判員の重みですね。人を裁く重みや命の重みというのもあるんですが、いろいろな思いはみんな分けて合えらると思うので安心して参加されたらいいと思います。

裁判員経験者 3

リアルな社会の中での裁判ですから積極的に裁判員として出たほうがいいで

すし、裁判の傍聴というのは結構気楽にできるので一度子供の教育とまではい
かないですが、実際に見たらどうですかと皆に言ってますね。裁判員に選ばれ
る確率は非常に低いとみんな思ってるんだけど、いざとなれば待ったなしで、
選ばれたら最後、翌日から決まると。スケジュールはちょっと厳しいけども、
人生の一つの経験として出る機会があったら行ってください。

裁判員経験者 5

私も他人の人生を裁くというかそういうことはすごく重いことだなあと思っ
て、当たたらすごく気が重いなあという感じを以前は持っていたのですが、
実際に裁判に通うようになりましたら、裁判官の方もすごくリードしてくださ
って割りに穏やかな雰囲気です。いろいろ評議ができたと思います。思ったほど重
苦しくないで頑張ってくださいとお伝えしたいと思います。

裁判員経験者 6

裁判員になって思ったのが、こんな経験は多分できないと思うので、裁判員
になられてない方は嫌だと思ってる方が多いと思うのですが、すごく
良い経験だと思うので是非やっていただきたいと思います。あと裁判員に選ば
れる過程とか選ばれてからというのが、裁判員の候補者になったときから全く
分からなかったもので、これだけメディアが普及しているのでテレビとか本とか
で詳しく一度されてはどうかと思うのですが・・・， そうすればもっと皆さん
に裁判員制度がどういうものか分かるのではないかと思います。

裁判員経験者 7

皆さんがおっしゃってることと同じようなことも思ったりしてるのですが、
当たったときには気負いせずに肩の力を抜いて取り組まれたらいいと思います
し、自分が疑問に思ったことは恥ずかしくがらずにどんどん質問していかれたら
いいんじゃないかと思います。是非やってみてほしいと思います。

裁判員経験者 8

私も経験するまでは他人事ではなかったのですが、自分事としてその後も

捉えることができていますし、やはり裁判員裁判に関する記事だとか陪審員制度に関する記事だとかに非常に興味深くなりましたので、経験されていないかたはどんどん経験されてですね、やはり戸惑うことも多々あると思いますが、非常に良い経験になると思いますし、一人一人が経験することによって日本がもっと良い治安国家になっていくと思います。

司会者

それでは司法記者クラブからの質問をお願いいたします。

記者

我々司法記者クラブは新聞社や通信社で構成された記者クラブであります。裁判員経験者の皆様にお聞きしたいのは、経験を踏まえた上でこの裁判員制度に見直しが必要と思われた点があればそれについてお聞かせください。もしかすると判決直後の会見で一度お答えいただいた方もいらっしゃるかとは思いますが、ちょっと時間を置いた中で何か思い浮かんだ点がございましたらお聞かせください。

裁判員経験者 3

個人的に思ったのは被害者の方がプライバシーを公判でさらけ出さないといけない訳なんです。どこに行こうとしてどういう目にあっちゃったとかお金をいくら持っていたとか、その後どう困っちゃったのか、住所も包み隠さず分かっちゃって、それはちょっとどうかなあと。それともう一つ、難しいのは分かるんだけど被害者は私の事案では弁償も何もされていないんですね。プライバシーはさらけ出して全て伝わっちゃった、けども1円も返って来なかった、というのは何かの方法で弁済できないのかなと。方や被告人は何も払ってないわけなんでね。裁判費用も弁護士費用も国の税金で使われていて、納税者である被害者が何も弁済されないというのはちょっとおかしいのかなと思いました。もう少し被害者に配慮してあげたほうがいいのかなと思いました。

被害者になっちゃったらものすごいリスクがあるよっていうのがね、こんな

にも被害者は過酷なのかというのがありました。

裁判員経験者 8

以前の記者会見で申し上げたかもしれないのですが、抽選をして決まるまでのスケジュールが非常にタイトなのでその辺は制度として、ほとんどの人が私と同様にサラリーマンで仕事を持っていてスケジュールの調整が非常に過酷だと思いますので、その過酷な中でもやはり参加したいと思う人は多々いると思います。その辺りをもうちょっと選ばれる側に立って余裕を与えてあげるような制度になればいいのではないかと思います。

司会者

今だいたい2か月ほど前に質問票と呼出状を発送している扱いをしていると思いますが、もう少し長い方がいいということでしょうか。

裁判員経験者 8

それは充分だと思うのですが、その段階では決定ではないですね。

司会者

裁判員になってからの話ですね。それがもうちょっと間があったほうがいいということですね。

裁判員経験者 8

はい、いきなりスタートするので、やはりそこまでは半信半疑だと思うのですよ。予備軍として。自分が本当に選ばれるのかどうかというのは分からない訳ですから、それで急に決まりましたということになったときに、やはり私もそうでしたけど「これでちゃんと言わないと。」ということ慌てましたので。

片田裁判官

8番さんは確か4月下旬に選任手続だけが行われて、裁判が行われたのが2週間後くらいだったと思うのですが、他の経験者の方では選任されたその日の午後から裁判が始まるというようなパターンもあったりしてですね。多分この中では比較的選ばれてから裁判が始まるまでかなり期間があったほうかなあと

思います。実際にはどれくらいの期間があれば助かるなあという感じですか。

裁判員経験者 8

私は普通の企業に勤めているサラリーマンなので、勤め人としては1か月前くらいに決定をしていただいて申告できるというような時間的余裕がいただければいいなあと思います。

記者

5番の方にお伺いしたいのですが、事件としては目撃者がいなかったということで、被告人質問のところで被告人の話を聞くのが事件の内容をつかむのに重要だと感じられたということでしたが、事前に検察官が取り調べた供述調書というものがあったと思うのですが、それに比べて被告人質問の方が事件の内容を理解するのに役立ったと感じられたかどうかということをお聞きしたいのですが。

裁判員経験者 5

そうですね。やっぱり難しい問題だったので、自分の頭の中でどういう事件でどういうところがポイントなのか整理するのに時間がかかったんです。決まったその日から裁判だったので、予備知識というか、最初に配られたこういう事件だというプリントを見て判断しないといけなかったのも、まず、自分の中でどういう事件でどういう流れだったのかということを理解するのに時間がかかったということと、それとやっぱり、検察の方の資料ももちろんすごく参考になったと思います。だからそういったもの全体から推理というのですか、検察の方から提出された証拠とかそういったことから判断しないといけなくて、被告人の話を聞きながら表情の変化とかそういったことも判断したりしないといけないという意味で、そこだけという意味ではないです。もちろんいろんな資料も合わせてということなんです。

司会者

ちなみにこの事件は、被告人と被害者しかいない部屋の中での殺人事件です。

証拠としては現場の状況であるとかそういう客観的な証拠はあるんですけど、事件がどういう経緯で行われたかというのは被告人の話しかなくて、その話が信用できるかどうか、信用できなければどういう事実が認定できるかということが問題となった事件です。事件のストーリーが初めて語られるのが被告人の話なので、証拠調べの途中で、「こんな事件か。」と分かる事件ではなかったのです。そういう点で難しかったということをおっしゃっていると思います。

それではこれを持ちまして裁判員経験者の意見交換会を終わらせていただきます。皆様どうもありがとうございました。